

対象国／類似地域：	東ティモール／全途上国
語学の種類：	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

東ティモールは、2002年の総選挙により独立を回復し、2006年から同国の治安能力向上を支援してきた国連東ティモール統合ミッションも同年に撤収するなど、復興支援から持続的な開発、すなわち自立的な経済・社会開発のための基盤づくりへと移行する時期を迎えている。経済面では、ティモール海の領海内およびオーストラリアとの共同石油開発区域に天然ガス・石油資源が存在しており、その収入は、2005年に設立された「石油基金（Petroleum Fund）」によって管理・運用され、一定のルールに基づき公共投資等の財政支出に活用されている。2012年5月末現在の石油基金の残高は約103億米ドルと順調に積み上がっている一方で、東ティモールは国家予算の8割以上を石油基金に依存している。そのため、東ティモールにおいては、石油基金の国づくりへの有効活用と、同基金に過度に依存する体質からの脱却を同時に進めることが課題となっている。

東ティモールは、独立10周年を翌年に控えた2011年に、2030年までに「上位中所得国（Upper Middle Income Country）」になることを目標として掲げた「戦略開発計画」（「Strategic Development Plan (2011-2030)」、以下「SDP」という）を策定したが、その中でも石油収入への依存体質を克服するために産業開発による経済発展を重点目標に設定している。SDP策定後、東ティモール政府は5ヵ年投資計画を、また、主要省庁では中期計画を順次策定中であり、SDPの達成に向けた事業の具体化策が進められている。産業開発を中心的に担う商工環境省（The Ministry of Commerce, Industry and Environment、以下「MCIE」という）では、JICA及び国連開発計画（UNDP）からの支援を受け、2030年に向けての「東ティモール国産業政策（Industrial Policy of Timor-Leste ~ Industrialization & Modernization ~）」のドラフトを作成した（2015年4月現在、閣議による承認待ち）。産業政策は、製造業を振興の柱として2020年までの第1フェーズは食品加工及び石油関連の資源ベースの製造業、2030年までの第2フェーズは繊維・衣服・靴等の労働集約型軽工業の発展及び投資環境整備に重点を置くシフトする内容になっている。このように、国家としての基本方針を示すとともに、主要産業・分野のアクションプランを検討するまでに至ったが、今後は、上記基本方針を進めていくための省庁横断的な体制の構築（国家競争力委員会（仮称）の設置（MCIEが事務局担当を想定）など）を行いつつ、それぞれのアクションプランを具体化することが必要である。

7. 業務の内容

本業務従事者は、MCIEが作成した産業政策を基に、産業政策策定担当の産業組合局において具体的な産業振興事業の計画・実施の支援を行い、MCIE内の産業政策実施体制と能力の強化を図る。また、事務局的な役割として産業政策の省庁横断的な取り組みの支援を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間

- (ア) MCIEが作成した産業政策案のレビューを行う。
- (イ) 既存資料を活用し、東ティモールの産業構造、経済動向、産業振興政策、産業関連政策、東南アジア諸国のこれまでの産業政策について確認し、整理する。
- (ウ) 現地での活動計画、C/Pへの指導内容及び工程案を記載したワークプラン(英文)を作成し、JICAに提出・説明する。

(2) 第1次派遣期間(2015年7月中旬～11月中旬)

【業務計画(ワークプラン:W/P)の確認】

- (ア) W/P(英文)を基に、C/P及びJICA東ティモール事務所(以下、JICA事務所)と派遣期間中の業務工程、業務方針について詳細を打合わせる。

【基本情報の確認】

- (イ) 産業政策案のレビュー結果(課題及び今後の方針と計画)について、MCIEに確認する。
- (ウ) 産業政策に関するMCIE内各局及び関係機関の役割及び実施体制を確認する。
- (エ) 産業振興に関連する省庁(MCIE、農業漁業省、財務省、公共事業運輸通信省など)・機関(農業組合、漁業組合、商工会議所、雇用者協会訓練開発センター、投資促進機構など)に対するヒアリングを行い、産業振興関連省庁・機関の所掌、施策、実施事業及びその成果と課題について情報収集を行う。
- (オ) 上記(エ)の機関から、「東ティモール国産産業政策」案及びそのアクションプランの実施方針を確認する。確認にあたっては、既存事業によって対応可能かどうかなども確認する。
- (カ) 既存の産業について、事業形態・規模、市場規模、東南アジア地域における優位性、成長ポテンシャル、法規制・公的支援などの観点から既存の資料や情報をもとに現状・課題を確認する。

【省庁横断的取組への支援(1)】

- (キ) 上記情報をもとに、東ティモールの産業振興に向けた重要課題を整理する。
- (ク) MCIEを含めて各関連省庁・機関が「東ティモール国産産業政策」の実施のために担うべき役割を明確にし、重点課題に優先的に取り組むための、関係省庁を含んだ、全体産業政策実施計画概案(実施スケジュールを含む)を作成する。なお、国家競争力委員会(仮称)の設置が決まっていない場合は、この設置に関する事項を含み、設置までの間に各省で取り組むことができる事項を記載する。本概案をもとに、関係省庁との折衝又は国家競争力委員会(仮称)での議論を行い、ワーキンググループの設置(その所掌範囲の整理も含む)や重点課題及び関係省庁間における責任分担や実施スケジュールについての合意形成を支援する。

【MCIEにおける産業政策実施の支援(1)】

- (ケ) 上記概案に沿った、より詳細なMCIE産業政策実施計画案を作成する。本計画案をもとに、大臣・副大臣・局長・関係部局等との協議を行い、MCIE内にお

ける実施内容及びその実施スケジュールについての合意形成を支援する。

【産業振興のための具体的取り組み支援（１）】

- (コ) 東ティモール商工会議所や東ティモールで活動している民間企業・個人事業者や産業振興活動を展開している NGO 等を訪問し、東ティモールにおける民間企業や個人事業者振興のニーズを把握し、MCIE の理解を深める。ニーズの把握にあたっては MCIE 職員が民間企業のニーズを理解し、汲み取れるようになるように工夫する。
- (サ) MCIEの所掌範囲として考える、国内産業振興のため民間企業・個人を支援する取り組みを検討し、リスト化する。合わせて、上記（コ）の訪問を通じ数社の育成モデル企業・個人を選定する。
- (シ) 上記（サ）のリストの中から、将来的にMCIEの事業として取り組むことが有効と考えられ、そのパイロット的な活動として産業政策アドバイザーが実施可能なものを、MCIE及びJICA事務所と協議の上で選択し、当該民間企業の事業を活性化する活動計画を作成する。MCIEによる民間企業・個人等への支援方法は『(8)全体関連事項／留意事項（オ）』を参照。

【業務計画の修正】

- (ス) 上記の取り組みを踏まえ、第２次派遣以降のW/Pを修正する。W/Pには上記で検討した東ティモール国政府側の全体実施計画概要やMCIE実施計画案を記載し、専門家業務内容だけでなく、東ティモール国側の対応事項（スケジュールを含む）について再確認を行う。
- (セ) 東ティモール国側対応事項に関しては、東ティモール国側の各省庁予算要求プロセスに関連づけられるよう、関係各省庁に対して助言を行う。
- (ソ) 第１次派遣期間の活動内容・成果をC/P機関、JICA事務所に報告する。

(3) 第１次国内作業

- (ア) 第１次派遣調査の結果を現地業務結果報告書として取りまとめる。

(4) 第２次派遣期間（2016年1月上旬～3月上旬）

【業務計画の確認】

- (ア) W/P（英文）を基に、東ティモール国側の進捗状況を確認し、C/P及びJICA事務所と第２次派遣期間中の業務工程、業務方針について詳細を打合わせる。

【省庁横断的取組への支援（２）】

- (イ) MCIEとともに、関係各省・機関の取り組み状況の確認を行い、「東ティモール国産業政策」実施全体の進捗状況の確認を行う。進捗の確認の際には、全体実施計画を進めるにあたっての課題（組織的課題、技術的課題、資金的課題等）についても明確にする。
- (ウ) 国家競争力委員会（仮称）の開催にあたり、事務局運営のための助言等の支援を行う。

【MCIEにおける産業政策実施の支援（２）】

- (エ) MCIEにおける「東ティモール国産業政策」の実施状況の確認を行い、実施計

画を進めるにあたっての課題（組織的課題、技術的課題、資金的課題等）について明確にする。

- (オ) MCIE実施計画の実施促進を支援する。具体的には、組織や資金的課題については、これを整理して大臣や局長級に対する説明を行い、これら課題の解決を促し、技術的課題に関しては、アドバイザーとしての助言に加え、参考情報の提供、組織内勉強会の開催などを行う。

【産業振興のための具体的取り組み支援（2）】

- (カ) 上記「(2)第1次派遣期間（シ）」で検討した活動計画に沿った活動を行う。
- (キ) 企業や個人の育成活動を通じて、企業・個人の事業拡大の阻害要因を解明し、具体的な政策提案に反映する。

【業務計画の修正】

- (ク) 上記の取り組みを踏まえ、第3次派遣のW/Pを修正する。W/Pには、第3次派遣（最終派遣）以降の東ティモール国側の対応事項についても記載し、第3次派遣の業務内容とその後の東ティモール国側対応事項との繋がりが明確になるようにする。
- (ケ) 第2次派遣期間の活動内容・成果をC/P機関、JICA事務所に報告する。

(5) 第2次国内作業

- (ア) 第2次派遣期間の結果を現地業務完了報告書としてとりまとめる。

(6) 第3次派遣期間（2016年4月中旬～7月中旬）

【業務計画の確認】

- (ア) W/P（英文）を基に、東ティモール国側の進捗状況を確認し、C/P及びJICA事務所と第3次派遣期間中の業務工程、業務方針について詳細を打合わせる。

【省庁横断的取組への支援（3）】

- (イ) MCIEとともに、関係各省・機関の取り組み状況の確認を行い、「東ティモール国産業政策」実施全体の進捗状況の確認を行う。進捗の確認の際には、全体実施計画を進めるにあたっての課題（組織的課題、技術的課題、資金的課題等）についても明確にする。
- (ウ) 国家競争力委員会（仮称）の開催にあたり、事務局運営のための助言等の支援を行う。
- (エ) 関係省庁・機関が抱える課題や他機関連携・役割分担に関する課題を整理し、これら他機関に対しMCIEの立場を超えて、産業振興という観点からの提言を行う。なお、提言内容は文書に残すだけでなく、関係省庁・機関や他ドナーを招いて発表する。

【MCIEにおける産業政策実施の支援（3）】

- (オ) MCIEにおける「東ティモール国産業政策」の実施状況の確認を行い、実施計画を進めるにあたっての課題（組織的課題、技術的課題、資金的課題等）について明確にする。
- (カ) MCIE実施計画の実施促進を支援する。具体的には、組織や資金的課題につい

ては、これを整理して大臣や局長級に対する説明を行い、これら課題の解決を促し、技術的課題に関しては、アドバイザーとしての助言に加え、参考情報の提供、組織内勉強会の開催などを行う。

- (キ) 本専門家活動終了後、MCIEが産業振興を進めるために必要な事項を取りまとめ、MCIEに対する提言を行う。なお、提言内容は文書に残すだけでなく、MCIE関係者を集めた勉強会の開催と、大臣・副大臣・局長への面談を行うものとする。

【産業振興のための具体的取り組み支援（3）】

- (ク) 上記「(2)第1次派遣期間（コ）」で検討した活動計画に沿った活動を行う。
- (ケ) 本専門家活動終了後、MCIEが実行していくための計画案を作成する。

【業務完了の報告】

- (コ) 第3次派遣期間の活動内容・成果をC/P機関に報告する。
- (サ) 専門家業務完了報告書（案）（又は現地業務結果報告書）を作成し、JICA事務所に報告する。

(7) 帰国後整理期間

- (ア) 専門家業務完了報告書（和文）を作成する。

(8) 全体関連事項／留意事項

- (ア) C/Pが主体的に活動を行うよう促すこと。
- (イ) MCIE内の産業振興政策策定・実施能力強化のため、大臣等の高官に対しては、業務の意義や進捗について適時に報告するとともに、実務レベルの担当者に対しては、日本や第三国の事例の紹介なども含むワークショップを開催する等の対応を検討すること。
- (ウ) 必要に応じて、産業新興関連省庁・機関、民間企業を対象に、セミナー等を開催し、産業振興政策の実施にあたって円滑な連携を促すこと。
- (エ) 期間を通して、MCIEの能力向上に資するよう配慮すること。
- (オ) 国内産業振興のための民間企業・個人への支援はMCIEが直接的に民間企業に対して研修等のサービスを提供するのではなく、研修を実施できるリソースに業務を委託して実施している。上記『(2)第1次派遣期間（シ）』では、MCIEの代わりに本業務内においてパイロット的にサービス提供を行い、優良事例については将来的にはMCIEが実施していくことを想定している。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は、(3) 専門家業務完了報告書（最終報告書）とする。

(1) 業務実施計画書（ワーク・プラン）

英文3部（JICA本部担当部、JICA東ティモール事務所、C/P機関へ各1部）

和文2部（JICA本部担当部、JICA東ティモール事務所へ各1部）

(2) 専門家業務完了報告書（案）（又は現地業務結果報告書）

英文2部（JICA東ティモール事務所、C/P機関へ各1部）

和文1部（JICA東ティモール事務所）

(3) 専門家業務完了報告書（最終報告書）和文1部

和文1部（東ティモール事務所へ提出）

また、現地派遣期間中/国内作業期間中の業務従事月報を作成し、JICA本部担当部又はJICA東ティモール事務所に提出する。

体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みません（見積を計上して下さい）。航空賃については、成田（日本）ーディリ（東ティモール）間を計上して下さい。

(2) 臨時会計役の委嘱

以下に記載の一般業務費については、当機構東ティモール事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。

- ・ 車両関係費：10,000円×1人×240日＝2,400,000円
- ・ 資料等作成費：10,000円×10件＝100,000円
- ・ セミナー等開催：100,000円×3回＝300,000円
- ・ ローカルコンサルタント契約：1,000,000円×3件＝3,000,000円

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：現地業務費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り機構から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

(ア) 現地業務日程

現地派遣期間は2015年7月中旬～2016年7月中旬を予定しています。上記「7. 業務の内容」のとおり、派遣期間を3回に分け、120日間、60日間、105日間の業務として考えていますが、第一回の現地業務期間の進捗状況等により、全体業務M/Mを超えない範囲で適宜変更は可能です。

(イ) 現地での業務体制

本業務に係る現地での業務は特にチームとして行うものではなく、本業務で派遣される専門家のみで行います。ただし、本業務の対象とする産業開発は多くの機関を巻き込み実施することから、他に派遣されている専門家、技術協力プロジェクト、草の根技術協力事業の関係者と連携を図ることが求められます。東ティモールにおける実施中の事業については、同国に対する事業展開計画等を参照してください。

(ウ) 便宜供与内容

当機構東ティモール事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿泊手配

あり

ウ) 車両借上げ

なし。上記臨時会計役の委嘱により、必要に応じて業務従事者が手配し支払を行うことを想定しています。

エ) 通訳備上

なし。必要に応じて、臨時会計役として業務従事者が手配し支払を行うことを想定しています。

オ) 現地日程のアレンジ

なし。必要に応じて、臨時会計役として業務従事者が手配し支払を行うことを想定しています。

カ) 執務スペースの提供

あり。MCIE内の執務スペースを使用することを想定しています。インターネット環境完備はないため、必要に応じて、臨時会計役として業務従事者が手配し支払を行うことを想定しています。

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料を当機構産業開発・公共政策部民間セクターグループ第一チーム (TEL. 03-5226-8055) にて配布します。

- ・産業政策アドバイザー専門家業務完了報告書
- ・Industrial Policy of Timor-Leste (Draft)

本業務に関する以下の資料が当機構図書館のウェブサイト

(<http://libopac.jica.go.jp/>) で公開されています。

- ・東ティモール国新規産業開発可能性情報収集・確認調査 報告書
- ・東ティモール国産業振興に係る情報収集・確認調査 報告書
- ・東ティモールにおける公共支出の雇用創出効果に係る情報収集・確認調査 報告書

(3) プレゼンテーションの実施

評価に当たり、業務従事予定者によるプレゼンテーションを以下のとおり実施する予定です。

① 実施時期：6月22日(午後)(予定)

(詳細な日時は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

②実施場所：独立行政法人国際協力機構内会議室

(当日機構へ来訪できない場合、テレビ会議システムの利用を認める場合がありますので、調達部までお問い合わせください。)

③実施方法：

- ・一人当たり、プレゼンテーション10分、質疑応答15分を想定。

- ・プレゼンテーションでは、簡易プロポーザルの「業務実施方針」を説明。
- ・業務従事予定者以外の出席は認めません。

(4) その他

業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

以上

